

# 山梨県公報

第百三十一号

令和二年

九月二十八日

月 曜 日

## 公 告

振興課」に改め、同表十九の項中「山梨県産業労働部企業立地・支援課」を「山梨県産業労働部産業振興課」に改め、同表二十五の項中「総合得点」を「試験種目別得点、総合得点」に改める。  
**附 則**  
この告示は、公布の日から施行する。

● 令和元年度における人事行政の運営の状況について  
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和元年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。  
令和二年九月二十八日  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 目 次

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	四八三
公 告	
○令和元年度における人事行政の運営の状況について	四八三
○令和元年度における人事委員会の業務の状況について	四九五
○国土調査の成果の認証(四件)	五〇二
○換地処分の実施	五〇二
○公共測量の実施	五〇二
企 業 局	
○西山ダム操作規程の一部を改正する規程	五〇二
教育委員会	
○山梨県教育庁組織規則等の一部を改正する規則	五〇三
○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員に駐在に関する規程	五〇四

## 告 示

### 山梨県告示第百六十三号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年九月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第百一十一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表十八の項中「山梨県産業労働部地域産業振興課」を「山梨県産業労働部産業

# 山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

## 1 任用

### (1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			平成31年	平成30年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		2,981	2,999	▲ 18
	再任用職員(常勤)		33	26	7
	任期付職員(常勤)		6	4	2
	小 計		3,020	3,029	▲ 9
教育・警察部門	正式任用		9,560	9,684	▲ 124
	再任用職員(常勤)		162	129	33
	任期付職員(常勤)		6	1	5
	小 計		9,728	9,814	▲ 86
公営企業等会計部門	正式任用		114	112	2
	再任用職員(常勤)		1	4	▲ 3
	任期付職員(常勤)				
	小 計		115	116	▲ 1
合 計			12,863	12,959	▲ 96

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

### (2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和元年度)

職 種	区 分	採 用	退 職				合 計
			定年	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		132	94	9	31	19	153
医 療 職		6	3	2	3	9	17
技能労務職		0	8	2	0	0	10
教 育 職		276	248	36	31	33	348
公 安 職		62	36	0	22	16	74
合 計		476	389	49	87	77	602
(構成比%)			(64.6%)	(8.1%)	(14.5%)	(12.8%)	(100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

### (3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和元年度)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		40	86	464	2
教 育 職		2	89	94	0
公 安 職		6	13	113	1
合 計		48	188	671	3

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成31年	平成30年		
一 般 行 政 部 門	議会	22	22	0	組織再編に伴う増  事務事業の見直し等 組織再編に伴う減 技術職の欠員補充等 業務執行体制の見直し等
	総務企画	585	572	13	
	税務	103	103	0	
	民生・衛生	779	789	▲ 10	
	商工・労働	258	262	▲ 4	
	農林水産	704	701	3	
	土木	569	580	▲ 11	
	小 計	3,020	3,029	▲ 9	
教 育 ・ 警 察 部 門	教育	7,759	7,838	▲ 79	児童生徒数の減少
	警察	1,969	1,976	▲ 7	警察官の欠員等
	小 計	9,728	9,814	▲ 86	
公 営 企 業 等	病院	0	0	0	事務事業の見直し等 業務執行体制の強化
	企業局	106	108	▲ 2	
	その他	9	8	1	
	小 計	115	116	▲ 1	
合 計		12,863	12,959	▲ 96	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。  
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
令和元年度	R2. 3. 31 805,983 人	458,068,037	2,692,794	117,214,871	25.6%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	13,001	54,362,672	9,791,204	22,149,113	86,302,989	6,638

※ 職員手当には退職手当を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	平成31年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.7		99.8

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

## (4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 335,476	円 414,432	歳 43.4	円 366,794	円 413,946	歳 44.3	円 315,360	円 417,446	歳 37.0

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

## (5) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	山梨県		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	190,115円	201,399円	182,200円	193,900円
	高校卒	156,061円	165,935円	150,600円	158,900円
教育職 (小中学校)	大学卒	212,381円	224,874円	—	—
	高校卒	167,345円	180,745円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	212,381円	224,874円	—	—
	高校卒	167,345円	180,745円	—	—
公安職	大学卒	217,418円	230,012円	211,400円	224,100円
	高校卒	185,077円	198,376円	173,400円	185,400円

## (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒 269,979円	321,006円
	高校卒	222,422円	267,229円	*円
教育職	大学卒	308,095円	355,925円	386,400円
	高校卒	*円	該当者なし	*円
公安職	大学卒	284,527円	337,897円	384,311円
	高校卒	260,712円	297,297円	349,343円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。

## (7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	23	0.7%	15	0.4%	17	0.5%
8級	次長	53	1.6%	53	1.6%	55	1.6%
7級	課長・参事	89	2.6%	84	2.5%	79	2.3%
6級	課長・主幹	833	24.8%	889	26.3%	850	24.9%
5級	課長補佐	468	13.9%	434	12.9%	461	13.5%
4級	主査・副主査	680	20.2%	706	20.9%	829	24.3%
3級	主任	519	15.4%	490	14.5%	496	14.5%
2級	主事・技師	413	12.3%	419	12.4%	363	10.6%
1級	主事・技師	283	8.4%	285	8.4%	267	7.8%
一般行政職職員数		3,361	100.0%	3,375	100.0%	3,417	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区 分	山 梨 県			国		
	(令和元年度支給割合)			(令和元年度支給割合)		
期末手当	6月期	1.3月分 (0.725)月分	0.925月分 (0.45)月分	6月期	1.3月分 (0.725)月分	0.925月分 (0.45)月分
勤勉手当	12月期	1.3月分 (0.725)月分	0.975月分 (0.45)月分	12月期	1.3月分 (0.725)月分	0.975月分 (0.45)月分
	計	2.6月分 (1.45)月分	1.9月分 (0.9)月分	計	2.6月分 (1.45)月分	1.9月分 (0.9)月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
	1人当たり平均支給額	3,313千円	22,203千円			

※1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当	区 分	全 職 種
(令和元年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.6 %
	支給職員1人当たり平均支給年額	44,462 円
	手 当 の 種 類 ( 手 当 数 )	38
	手 当 の 名 称	
	税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助搜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等	

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計+公営企業会計の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,158,660 千円
	職 員 1 人 当 たり 支 給 年 額	368 千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

扶養手当	内 容	国の制度との異同
1	配偶者 月額 6,500円	1 配偶者 行政(-)7級相当以下 月額 6,500円 行政(-)8級相当以上 月額 3,500円
2	22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※16歳~22歳の子に対しては1人5,000円加算	2 国と同じ
3	配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 6,500円 ※配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	3 配偶者以外(2を除く)の扶養親族 1人につき 行政(-)7級相当以下 月額 6,500円 行政(-)8級相当以上 月額 3,500円

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃23,000円以下 家賃額－12,000円</li> <li>・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>・ 家賃55,000円以上 27,000円 (支給限度額)</li> </ul> <p>※ 100円未満は切り捨て</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し、月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等</li> <li>・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2</li> </ul> <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～42,480円 (81km以上は、43,542円が限度額)</li> <li>・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～29,736円 (60km以上は31,860円が限度額)</li> <li>・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額)</li> </ul> <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金の相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成31年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢	平均年齢	平均年齢	平均年齢	高等学校 教育職	小・中学校 教育職		
A	B	C		109.5	108.6		
391,292 円	368,622 円	336,380 円					
45.1 歳	43.5 歳	43.2 歳					

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,250,000 円
	副 知 事	960,000 円
	公営企業管理者	810,000 円
	教 育 長	890,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	770,000 円
期 末 手 当	知 事	(令和元年度支給割合)
	副 知 事	6 月期 1. 6 7 5 月分
	公営企業管理者	12月期 1. 7 2 5 月分
	教 育 長	計 3. 4 月分
	議 長	(令和元年度支給割合)
	副 議 長	6 月期 1. 6 7 5 月分
議 員	12月期 1. 7 2 5 月分	
		計 3. 4 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (在職期間)
	副 知 事	給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 36.7 / 100 (同一職通算)
	教 育 長	× 23.2 / 100 (同一職通算)
		× 22.2 / 100 (同一職通算)

## 3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成31年1月1日～令和元年12月31日の平均使用日数

知事部局：12.8日 教育委員会（県立学校教員含む）：12.6日  
警察部局：9.8日 企業局：16.2日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和元年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	8 2	3 0	1 0	287	3	0	0
女性職員	222 291	37 30	2 3	222	217	0	0
合計	230 293	40 30	3 3	509	220	0	0

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数  
 なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和元年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	9	9		

(4) 介護時間の取得状況 (令和元年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	0						

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和元年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	1 0	1	

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和元年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	0 2	2			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和元年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	0 0
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数